

内閣參甲第四六号

昭和二十三年四月六日

内閣總理大臣 芦 田 均

參議院議長 松 平 恒 雄 殿

參議院議員小川友三君提出國民バス設定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年四月六日

參議院議員小川友三君提出國民バス設定に関する質問に対する答弁書

國民バスは、御質問の如き犯罪の捜査、職業の調査には、或程度便利であらうが、その効果はそれ程大きなものとは考え難く、又これにより課税することにも疑問がある。

而して國民バスの制度を採用するには、その前提として全國民について登録制度を実施しこの職業、住所等の現状を常に登録することが必要で、この國民登録制度及び國民バスの制度の実施には莫大な費用、資材、手数を要し、而もこれを施行することは容易ではない、従つて、只今のところ國民登録制度及び國民バス制度は、これを採用する考えはないが、なお研究したい。